

出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ②

あたら 新 しいコロナウイルスへの対策で、日本に入ることができない人のために、在留資格認定 証明書（Certificate of Eligibility）の有効期限について、特別なルールを作りました。

（例）いつものルール → 特別なルール

在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、3か月が過ぎる前に、査証（ビザ visa）をもらって、日本に入ります。

→ 在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、6か月が過ぎる日まで、使うことができますようになります。

★ 査証（ビザ visa）は、大使館や領事館で、もらいます。

★ 在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）に書いてある日から、3か月以上過ぎてから、大使館や領事館に書類を出すときや、日本に入るときは、「在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）の申請をしたときの予定どおりの活動ができる」ということを会社などが書いた書類も出します。

★ 新しいコロナウイルスについて、日本に住んでいる人が入管に書類を出すときの特別なルールは、↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/content/001316182.pdf>

★ 在留期限を長くするために必要なことや赤ちゃんが生まれたときに必要なことは、「生活・仕事ガイドブック」を見てください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062.html

★ わからないときは、^{にゅうかん}入管 (Regional Immigration Services Bureau) ^{しゅつにゅうこくざいりゅう}出入国在留
^{かんりきょく}管理局) に質問してください。

^{がいこくじんざいりゅうそうごう}外国人在留総合インフォメーションセンター (月~金 8:30~17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、^{がいこく}外国から)

^{ちほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}地方出入国在留管理局

^{さっぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}札幌出入国在留管理局 TEL 011-261-7502

^{せんだいしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}仙台出入国在留管理局 TEL 022-256-6076

^{とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}東京出入国在留管理局 TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、^{がいこく}外国から)

^{よこはましきょく}横浜支局 TEL 045-769-1720

^{なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}名古屋出入国在留管理局 TEL 052-559-2150

^{おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}大阪出入国在留管理局 TEL 06-4703-2100

^{こうべしきょく}神戸支局 TEL 078-391-6377

^{ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411

^{たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5852

^{ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}福岡出入国在留管理局 TEL 092-717-5420

^{なはしきょく}那覇支局 TEL 098-832-4185